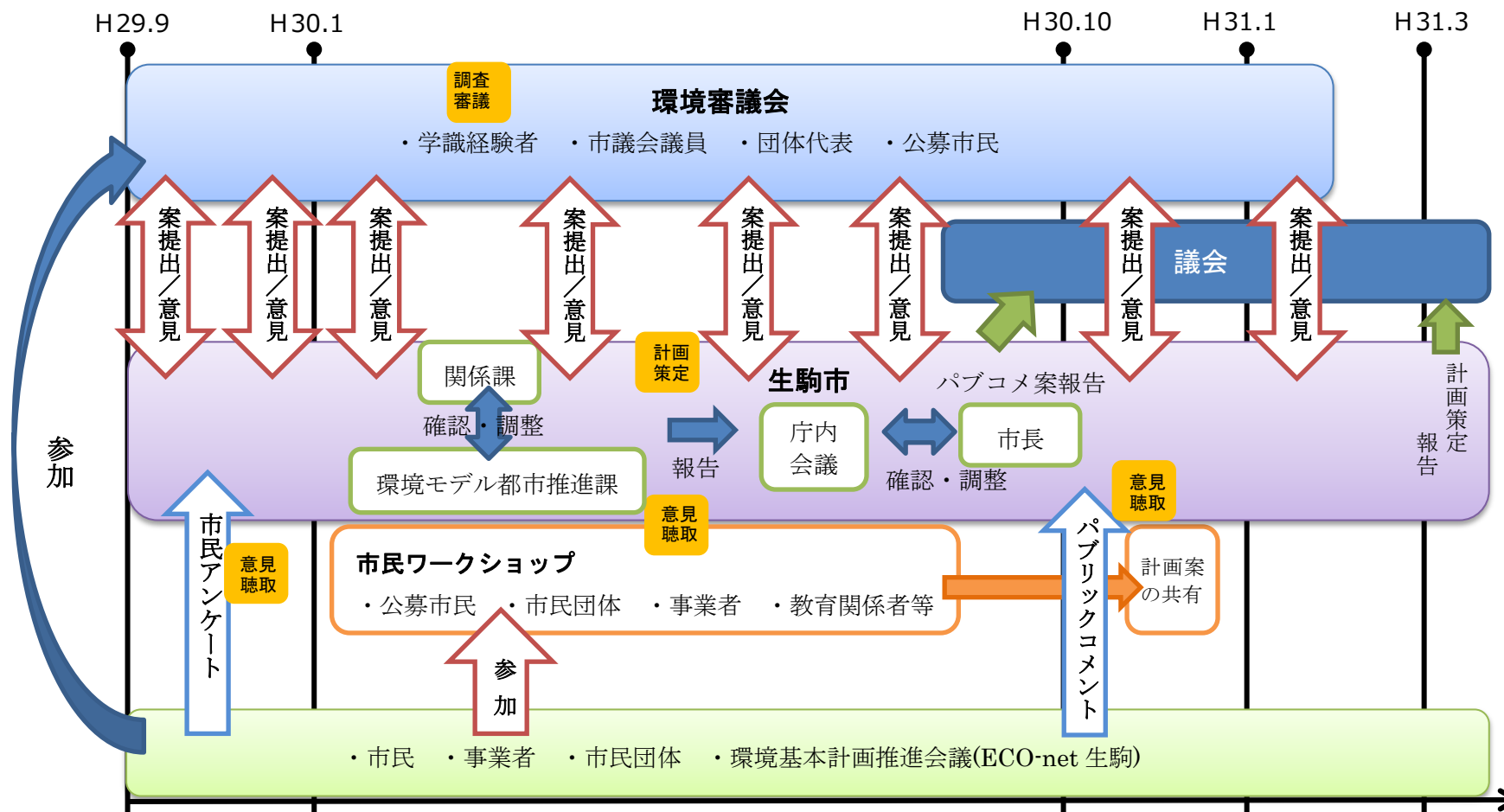


第3次生駒市環境基本計画の策定と推進体制について

1. 策定検討体制

- ・多様な主体の参加の元、市民ワークショップにて意見や提案の聴取を行う。それらを参考として行政が原案を作成。環境審議会に提示して審議いただく。
- ・計画では今後の市の環境施策の方向性を示す。計画策定後に、それらを総合的・計画的に推進するための体系及び進行管理システムを構築する。



2. 推進体制

- ・市民・事業者・市のそれぞれの立場だからこそ出来る取組を推進する。
- ・市民・事業者・市の協力・連携の場を設ける。
- ・計画の進行管理は市が行い、環境審議会へ報告する。
- ・環境審議会は計画の進捗について意見を行う。

